

【自動車保険における後遺障害による逸失利益の計算例】

■後遺障害の逸失利益は次の算式により、計算されます。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数}}$$

■以下を計算における「前提」と設定します。

被保険者の事故前の収入額：800万円

後遺障害等級：13等級（労働能力喪失率：9%）

労働能力喪失期間：20年

<計算例①> 法定利率：5%の場合

労働能力喪失期間20年に対応するライプニッツ係数は「12.462」

$$\boxed{800\text{万円}} \times \boxed{9\%} \times \boxed{12.462}$$

$$= \boxed{897\text{万}2,640\text{円}}$$

<計算例②> 法定利率：3%の場合

労働能力喪失期間20年に対応するライプニッツ係数は「14.877」※

$$\boxed{800\text{万円}} \times \boxed{9\%} \times \boxed{14.877}$$

$$= \boxed{1,071\text{万}1,440\text{円}}$$

※法定利率が3%の場合のライプニッツ係数は2019年1月時点では未確定の数値です。